

寒川農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び変更理由書を次により縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について、町民の方は縦覧期間内に意見書を提出することができます。また、農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 5 年 6 月 8 日から令和 5 年 6 月 22 日までに町にこれを申し出ることができる。

令和 5 年 5 月 8 日

寒川町長 木村俊雄

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

令和 5 年 5 月 8 日（月）から令和 5 年 6 月 7 日（水）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 農用地利用計画の案の縦覧場所

寒川町役場 寒川町宮山 165

環境経済部農政課

3 その他

意見書の提出については、環境経済部農政課 電話 74-1111 内線 751 へお問い合わせください。